

令和5年4月10日

保護者各位

有田市立箕島中学校  
校長 森 元  
有田市立保田中学校  
校長 中山 眞弘  
有田市立文成中学校  
校長 松本 吉晴

#### 4月1日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について

春陽の候、皆様方にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解・ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、令和5年3月17日付け文部科学省「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」《裏面》により、学校におけるマスクの考え方の見直しが4月1日から適応されています。また、5月8日より感染症法の分類が5類に移行されようになっています。

これを受けて、有田市教育委員会が有田市医師会と相談をした結果、市内小中学校における感染症対策について、下記のとおりの変更となりました。

またこのことについては、お子様だけではなく、教職員についても同様とさせていただきますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1 マスクの着用について

学校におけるマスクの着用については、個人及び各ご家庭の判断に委ねさせていただきます。ただし、市内の3中学校では、活動内容や状況等によって、マスクの着用を促す場合がございます。

##### 2 毎日の健康観察について

「健康チェック表」の毎日の提出は、原則行いません。ただし、ご家庭での毎朝の健康観察については、引き続きお願いします。

##### 3 給食時の対応について

給食時の飛沫防止ガードの使用及び準備時の簡易手袋の着用については、原則行いません。ただし、引き続き飛沫防止ガードを使用したい場合はご相談ください。

##### 4 基本的な感染症対策について

「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策については、引き続き実施します。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する「出席停止の取扱い」や「臨時休業の判断」については、別途配付4月10日付け有田市教育委員会「新型コロナウイルス感染症への対応について」及び「【別紙】Ⅱ小学校と中学校における出席停止の取扱い」のとおりとさせていただきます。

《従来との変更点》

同居家族に風邪等の症状があった場合、登校をしないようお願いしていましたが、新学期以降は本人の体調に問題なければ登校できることとなっています。

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

令和5年3月17日

＝ 前 略 ＝

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

＝ 後 略 ＝